

75歳以上の方へ

後期高齢者医療保険料のお知らせ



●問い合わせ 保険課（東庁舎2階） ☎34-3215 図39-2523
保険料の通知書を、7月中旬にお送りしますので、ご確認と納付をお願いします。

保険料の納付方法

保険料の納付方法は、受給している年金から保険料が天引きとなる「特別徴収」と、コンビニエンスストアや金融機関の窓口での納付や、口座振替により納付する「普通徴収」があります。

納付の方法はそれぞれの方で異なりますので、通知書でご確認ください。納付書が同封されている方は、年金天引きや口座振替ではありませんので納め忘れにご注意ください。

納付方法の変更

保険料は原則として特別徴収（年金からの天引き）とな

りますが、申請により口座振替に変更することができます。特別徴収をご希望の方は、手続きは必要ありません。

変更を希望する場合は、保険課・支所・出張所へ「保険料納付方法変更申出書」の提出と各金融機関へ「口座振替依頼書」の提出が必要です。金融機関へ提出の際は、保険料の通知書、口座振替する通帳、通帳の届出印をお持ちください。

後期高齢者医療保険料率に係る変更点について

■ 賦課限度額の変更

保険料年額の賦課限度額が、57万円から62万円に変更となりました。

■ 軽減判定所得基準の変更

保険料均等割額における2割軽減、5割軽減の判定所得基準が拡大されました。（国民健康保険税と同様。「国民健康保険税と介護保険料のお知らせ」の8ページ表①のとおり）

■ 軽減特例の見直し

平成20年度の制度施行以来、新たな保険料負担に対する激変緩和措置として、一定の条件に該当する方の保険料に対して軽減特例措置を実施してきましたが、制度の持続性を高め、世代間・世代内の負担の公平を図るため、平成30年度の軽減特例が見直されました。

①保険料の所得割額における軽減が廃止になりました。なお、平成29年度は、被保険者の前年の総所得金額から基礎控除（33万円）を引いた額が58万円以下の方に、所得割が2割軽減されていました。

②制度加入直前に被用者保険（市町村国保・国保組合は対象外）の被扶養者であった被保険者の均等割額の軽減割合が、7割から5割に変更になりました。

保険料の計算方法

一人当たりの
年間保険料
(上限 62万円)

=

被保険者全員が均等に負担

均等割額
4万907円

+

被保険者の所得に応じた額

所得割額

(29年中の総所得金額 - 33万円) × 所得割率 8.30%

※所得が少ない方や一定の条件に該当する方は、保険料の軽減が適用される場合があります。軽減の内容につきましては、保険料の通知書に同封するリーフレットをご覧ください。